

「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領」(事務運営指針) 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 第 1 章 定義及び基本方針	連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 第 1 章 定義及び基本方針
(基本方針) 1－2 (1)・(2) (省 略) (3) 事前確認については、連結法人の予測可能性を確保し、適正かつ円滑な執行を図るため、我が国の課税権の確保に十分配意しつつ、事案の複雑性や困難性に <u>応じたメリハリのある事前確認審査を的確かつ迅速に行う。</u>また、事前確認に係る <u>手続の利便性の向上及び迅速化を図るため、事前相談に的確に対応する。</u> (4) (省 略)	(基本方針) 1－2 (1)・(2) (同 左) (3) 事前確認<u>審査</u>については、連結法人の予測可能性を確保し、適正・円滑な執行 を 図るため、我が国の課税権の確保に十分配意しつつ、事案の複雑性・困難性に <u>応じた審査を的確・迅速に行う。</u>また、事前確認に係る手続の利便性向上及び迅 速化を図るため、事前相談に的確に対応する。 (4) (同 左)
第 5 章 連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額に関する事前確認	第 5 章 連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額に関する事前確認
(事前確認の申出) 5－1 (1) 連結法人の納税地を所轄する税務署長(調査課所管法人(調査査察部等の所掌 事務の範囲を定める省令(昭和 24 年大蔵省令第 49 号)により調査課が所管する 法人をいう。以下同じ。)にあつては、国税局長(沖縄国税事務所長を含む。以 下同じ。))。以下「所轄税務署長」という。)は、連結親法人から次に掲げる事項 に係る事前確認の申出が<u>行われた</u>場合には、これを収受する。ただし、ロに掲げ る事項に係る事前確認の申出は、イに掲げる事項に係る事前確認の申出が<u>行わ れる</u>場合に限り、これを収受する。 <u>なお、事前確認の申出を行おうとする連結親法人が事前相談を行っていない 場合には、所轄税務署長は当該連結親法人に対して、事前相談を行った上で事前 確認の申出を行うよう指導する。</u>	(事前確認の申出) 5－1 (1) 連結親法人の納税地の所轄税務署長(調査課所管法人(調査査察部等の所掌事 務の範囲を定める省令(昭和 24 年大蔵省令第 49 号)により調査課が所管する法 人をいう。以下同じ。)にあつては、<u>所轄</u>国税局長(沖縄国税事務所長を含む。) とする。以下同じ。)は、連結親法人から次に掲げる事項に係る事前確認の申出 が<u>なされた</u>場合には、これを収受する。ただし、ロに掲げる事項に係る事前確認 の申出は、イに掲げる事項に係る事前確認の申出が<u>なされる</u>場合に限り、これを 収受する。

改正後	改正前
イ・ロ（省 略） (2) 事前確認の申出は、<u>連結法人が事前確認を受けようとする連結事業年度（以下「確認対象連結事業年度」という。）のうち最初の連結事業年度開始の日までに、事前確認を受けようとする内部取引（以下「確認対象内部取引」という。）の国外事業所等の所在する国又は地域の別に、確認対象連結事業年度、確認対象内部取引に係る国外事業所等及び確認対象内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等並びに事前確認を受けようとする国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人を確認対象内部取引に係る連結法人（以下「審査対象連結法人」という。）ごとに記載した「内部取引等に係る事前確認の申出書」（以下「確認申出書」という。）を別紙様式 1 により作成し、これを連結親法人が所轄税務署長に提出することにより行うものとする。</u> (注) 確認対象連結事業年度のうち最初の連結事業年度開始の日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）（以下「祝日法」という。）に規定する休日その他一般の休日又は国税通則法施行令（<u>昭和 37 年政令第 135 号</u>）第 2 条第 2 項（期限の特例）に規定する日に当たるときは、これらの日の翌日までに提出することにより行うものとする。 (3)（省 略）	イ・ロ（同 左） (2) 事前確認の申出は、事前確認を受けようとする連結事業年度（以下「<u>確認対象連結事業年度</u>」という。）のうち最初の連結事業年度開始の日までに、<u>確認対象連結事業年度、事前確認を受けようとする内部取引（以下この章において「確認対象内部取引」という。）</u>、<u>確認対象内部取引に係る国外事業所等及び確認対象内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等並びに事前確認を受けようとする国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人を確認対象内部取引に係る連結法人（以下「審査対象連結法人」という。）ごとに、かつ、その国外事業所等の所在する国又は地域ごとに「内部取引等に係る事前確認の申出書」（別紙様式 1。以下「確認申出書」という。）に記載して、連結親法人が当該確認申出書を連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出することにより行うものとする。</u> (注) 確認対象連結事業年度のうち最初の連結事業年度開始の日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）（以下「祝日法」という。）に規定する休日その他一般の休日又は国税通則法施行令第 2 条第 2 項（期限の特例）に規定する日に当たるときは、これらの日の翌日までに提出することにより行うものとする。 (3)（同 左）
（資料の添付） 5－2 (1) 所轄税務署長は、<u>事前確認の申出を行った連結親法人（以下「確認申出連結法人」という。）に対し、確認申出書に次に掲げる資料を添付すること及び当該資料に誤り又は変更があった場合には、速やかに当該確認申出連結法人の納税地を所轄する局担当課（以下「親法人局担当課」という。）に連絡することを求める。</u> イ～ル（省 略）	（資料の添付） 5－2 (1) <u>連結親法人の納税地の所轄税務署長は、事前確認の申出を行う連結親法人（以下この章において「確認申出連結法人」という。）に対し、確認申出書に次に掲げる資料を添付するよう求める。</u> イ～ル（同 左）

改正後	改正前
ヲ その他事前確認に当たり必要な資料 (注) ト又はりに掲げる資料については、確認対象内部取引に係る製品のライフサイクル等を考慮した場合に、3連結事業年度分に係る資料では十分な事前確認審査を行うことができないと認められるときは、親法人局担当課は、確認申出連結法人に対し、これらに加え、その前2連結事業年度分（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度を含む。）に係る資料の提出を求める。 (2) <u>確認申出連結法人が、明らかに、(1)イからヲまでに掲げる資料の添付を行っていない場合には、所轄税務署長は、当該確認申出連結法人に対して、速やかに、当該資料を提出することを求める。</u>	ヲ その他事前確認に当たり必要な資料 (注) ト又はりに掲げる資料については、確認対象内部取引に係る製品のライフサイクル等を考慮した場合に、3連結事業年度分に係る資料では十分な事前確認審査を行うことができないと認められるときは、<u>連結親法人の納税地を所轄する局担当課（以下「親法人局担当課」という。）</u>は、確認申出連結法人に対し、これらに加え、その前2連結事業年度分（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度を含む。）に係る資料の提出を求める。 (2) <u>確認申出連結法人が確認申出書に(1)に掲げる資料の添付を怠った場合には、5－14(4)及び5－14(5)の取扱いに基づき事前確認できない旨の通知を行うのであるが、(1)に掲げる資料の一部につき添付がなかったことについて相当の理由があると認められるときは、親法人局担当課の判断により、当該資料の作成等に通常要すると認められる期間を限度として当該通知を行わないことができる。この場合において、親法人局担当課は、当該確認申出連結法人に対し当該期間を明示するとともに、その間事前確認審査を保留するかどうかについて説明する。</u>
(確認申出書の送付等) 5－5 (1) 署法人課税部門は、收受した確認申出書2部（<u>確認申出連結法人が相互協議を伴う事前確認</u>を求めている場合には3部）を速やかに局法人課税課に送付し、局法人課税課は、うち1部（<u>確認申出連結法人が相互協議を伴う事前確認</u>を求めている場合には2部）を速やかに国税庁課税部法人課税課に送付する。局調査課は、確認申出連結法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には、收受した確認申出書1部を速やかに国税庁調査査察部調査課に送付する。庁担当課は、<u>確認申出連結法人が相互協議を伴う事前確認</u>を求めている場合には、送付された当該確認申出書1部を庁相互協議室に回付する。 (2) 審査対象連結法人が連結子法人である場合には、所轄税務署長は、<u>当該確認申</u>	(確認申出書の送付等) 5－5 (1) 署法人課税部門は、收受した確認申出書2部（確認申出連結法人が相互協議を求めている場合には3部）を速やかに局法人課税課に送付し、局法人課税課は、うち1部（確認申出連結法人が相互協議を求めている場合には2部）を速やかに国税庁課税部法人課税課に送付する。局調査課は、確認申出連結法人が相互協議を求めている場合には、收受した確認申出書1部を速やかに国税庁調査査察部調査課に送付する。庁担当課は、確認申出連結法人が相互協議を求めている場合には、送付された当該確認申出書1部を庁相互協議室に回付する。 (2) 審査対象連結法人が連結子法人である場合には、<u>その連結親法人の納税地の</u>

改正後	改正前
<u>出連結法人から提出された確認申出書の写しを、次に掲げる連結子法人の区分に応じ、速やかにそれぞれ次に定める部署に回付する。</u> イ・ロ（省 略）	所轄税務署長は、<u>その提出された確認申出書の写しを、次に掲げる連結子法人の区分に応じ、速やかにそれぞれ次に定める部署に回付する。</u> イ・ロ（同 左）
（事前相談） 5－9 （1） <u>事前相談は、事前確認の申出を行おうとする連結親法人が確認申出書及び5－2(1)イからヲまでの資料を作成することに資するものであり、かつ、当該連結親法人が行おうとする事前確認の申出の内容を税務当局が適切に理解し、効率的かつ迅速に審査を行うことに資するものであることを踏まえ、局担当課はこれに的確に対応する。</u>連結法人から事前相談があった場合には、原則として、親法人局担当課がこれに応ずることとし、審査対象連結法人が連結子法人である場合の当該事前相談については、必要に応じ、当該連結子法人の本店等所在地を所轄する局担当課（以下「子法人局担当課」という。）は、これに加わる。庁担当課（相互協議を伴う事前確認に係る事前相談にあっては、庁相互協議室を含む。<u>(2)において同じ。</u>）は、<u>親法人局担当課からの連絡を受け、これに加わることができる。</u> （注） <u>確認対象連結事業年度の前の連結事業年度において、連結法人の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額に関する調査が行われているときは、当該調査の終了前においても事前相談に応ずるが、当該調査の終了後において改めて事前確認の申出の内容に係る修正の可否について相談に応ずる。</u> （2） 親法人局担当課（事前相談に加わる子法人局担当課及び庁担当課を含む。<u>(3)において同じ。</u>）は次の点に留意して<u>事前相談</u>に応ずる。	（事前相談） 5－9 （1） 連結法人から事前相談があった場合には、原則として、親法人局担当課がこれに応ずることとし、審査対象連結法人が連結子法人である場合の当該事前相談については、必要に応じ、当該連結子法人の本店等所在地を所轄する局担当課（以下「子法人局担当課」という。）は、これに加わる。<u>この場合、局担当課からの連絡を受け、庁担当課（相互協議を伴う事前確認に係る事前相談にあっては、庁相互協議室を含む。以下(2)において同じ。）は、原則として、これに加わる。</u> （2） <u>事前相談は、事前確認の可否を検討する連結法人与税務当局の双方が申出について基本的な理解を共有するためのものであり、この事前相談によって連結法人における効率的な必要資料の作成及び申出後の事前確認審査の円滑化・迅速化に資するものであることを踏まえ、親法人局担当課（事前相談に加わる子法人局担当課及び庁担当課を含む。以下(3)において同じ。）は次の点に留意して相談に応ずる。</u>

改正後	改正前
イ <u>事前確認の申出を行おうとする連結親法人に対して、確認申出書の添付資料の作成要領、提出期限その他事前確認に係る手続に必要な事項を事前相談の際に十分に説明すること。</u> ロ <u>連結親法人が行おうとする事前確認の申出に係る内部取引の内容を的確に把握するとともに、当該連結親法人に対して、当該事前確認の申出に当たって必要な情報の提供に努めること。</u> (3) 親法人局担当課は、<u>事前確認の申出</u>を行おうとする連結親法人が提出した資料の範囲内で事前相談に応ずる。 なお、親法人局担当課が、<u>連結法人に対して、事前相談に先立って事前相談を行うに当たり必要と認められる資料の提出を求めた場合において、当該資料が事前相談の際に提出されないときは、事前相談に適切に応ずることができない旨を説明する。</u> (4) <u>連結親法人が行おうとする事前確認の申出の内容が次のイからハまでに掲げる場合に該当すると認められるときは、親法人局担当課は、当該連結親法人に対して、それぞれイからハまでに定める事項を説明する。</u> イ <u>5－13(1)イ、ハ、ニ又はへに掲げる場合 当該事前確認の申出を行っても事前確認を行うことができない旨</u> ロ <u>5－13(2)イ、ロ、ニ、へ、ト又はチに掲げる場合 当該事前確認の申出を行っても事前確認に係る手続を保留する旨</u> ハ <u>5－14(2)ハに掲げる場合 当該事前確認の申出を行っても5－14(2)に定めるところにより取り扱う旨</u> (削 除)	イ 確認申出書の添付資料の作成要領、提出期限その他事前確認に係る手続に必要な事項を事前相談時に十分に説明する。 ロ <u>事前相談の内容を的確に把握し、事前確認の申出を行うかどうか又はどのような申出を行うかについて当該連結法人が適切に判断するために必要な情報の提供に努める。</u> (3) 親法人局担当課は、<u>相談</u>を行おうとする連結法人が<u>提示又は提出した資料</u>の範囲内で事前相談に応ずる。 なお、<u>事前相談の内容に応じ、必要な資料の提示又は提出がない場合には、当該連結法人に対し十分な相談に応ずることができない旨を説明する。</u> <u>また、例えば、事前相談の内容が5－13(1)イに掲げる場合には、当該連結法人に対し、その内容に修正等がない限り事前確認の申出を行っても事前確認ができない旨を説明する。</u> (4) <u>(1)の事前相談において、5－2(1)に掲げる資料の添付に係る相談があり、確認申出書の提出期限までに当該資料の一部を提出できないことについて相当の理由があると認められる場合には、5－2(2)の取扱いに準じて取り扱う。</u>
(事前確認審査)	(事前確認審査)

改正後	改正前
5-10 <u>親法人局担当課は、連結親法人から事前確認の申出を受けた場合には、次により事前確認審査を行う。</u> (1) 親法人局担当課は、速やかに当該申出に係る事前確認審査に着手し、事案の複雑性や困難性に応じたメリハリのある事前確認審査を行い、的確かつ迅速な事務処理に努める。また、庁担当課は、必要に応じ事前確認審査に加わり、審査対象連結法人が連結子法人である場合には、必要に応じ、子法人局担当課は当該事前確認審査に加わる。 (2) 親法人局担当課（事前確認審査に加わる子法人局担当課を含む。以下(3)、<u>(4)及び(5)</u>において同じ。）は、原則として第2章（連結法人の国外事業所等帰属所得に係る調査）、第3章（連結法人の国外事業所等帰属資本相当額に係る調査）及び4-3（独立企業間価格の算定を行う場合の準用）の取扱いの例により事前確認審査を行う。 なお、事前確認審査は、調査には該当しないことに留意する。 <u>(3) 親法人局担当課は、確認申出書に5-2(1)イからヲまでに掲げる資料の添付がなかったことについて、相当の理由があると認める場合には、確認申出連結法人に対して、当該資料の提出に通常要する日数を勘案して、45日を超えない範囲内で提出期限を設定し、当該資料の提出を求める。</u> <u>(4) 親法人局担当課は、事前確認審査のため、5-2(1)イからヲまでに掲げるものの以外の資料が必要と認められる場合には、確認申出連結法人に対してその旨を説明し、当該資料の提出を求める。</u> なお、<u>親法人局担当課は、確認申出連結法人に対して当該資料の提出を求める場合には、当該資料の提出の準備に通常要する日数を勘案して、45日を超えない範囲内で当該資料の提出期限を設定する。</u> <u>(注) 親法人局担当課は、確認申出連結法人から提出された資料が不正確な情報に基づき作成されたものであると判断した場合には、速やかに、当該確認申</u>	5-10 連結親法人から事前確認の申出を受けた場合には、次により事前確認審査を行う。 (1) 親法人局担当課は、速やかに当該申出に係る事前確認審査に着手し、事案の複雑性・困難性に応じたメリハリのある事前確認審査を行い、的確・迅速な事務処理に努める。また、庁担当課は、必要に応じ事前確認審査に加わり、審査対象連結法人が連結子法人である場合には、必要に応じ、子法人局担当課は当該事前確認審査に加わる。 (2) 親法人局担当課（事前確認審査に加わる子法人局担当課を含む。以下(3)<u>及び(5)</u>において同じ。）は、原則として第2章（連結法人の国外事業所等帰属所得に係る調査）、第3章（連結法人の国外事業所等帰属資本相当額に係る調査）及び4-3（独立企業間価格の算定を行う場合の準用）の取扱いの例により事前確認審査を行う。 なお、事前確認審査は、調査には該当しないことに留意する。 <u>(3) 親法人局担当課は、事前確認審査のため、5-2(1)に掲げる資料以外の資料が必要と認められる場合には、確認申出連結法人に対しその旨を説明し、当該資料の提出を求める。</u> なお、<u>事前確認審査の迅速化の観点から、親法人局担当課は、当該資料の提出を求めるときは、当該資料の提出の準備に通常要する日数を勘案して、当該資料の提出期限を設定する。</u>

改正後	改正前
<u>出連結法人に対して、正確な情報に基づき作成した資料を提出するよう求める。</u> (5)・(6) (省 略)	(4)・(5) (同 左)
(局担当課又は庁担当課と庁相互協議室との協議・連絡) 5－12 (1) (省 略) (2) 確認申出連結法人が事前確認について相互協議を求める場合において、親法人局担当課は、事前確認審査を終了したときは、庁担当課を通じて<u>事前確認審査の結果</u>を庁相互協議室に連絡する。 また、庁相互協議室は、事前確認の申出に係る相互協議の結果を庁担当課を通じて親法人局担当課に連絡する。	(局担当課又は庁担当課と庁相互協議室との協議・連絡) 5－12 (1) (同 左) (2) 確認申出連結法人が事前確認について相互協議を求める場合において、親法人局担当課は、事前確認審査を終了したときは、庁担当課を通じて<u>事前確認の申出に対する意見</u>を庁相互協議室に連絡する。 また、庁相互協議室は、事前確認の申出に係る相互協議の結果を庁担当課を通じて親法人局担当課に連絡する。
(事前確認を行うこと又は事前確認審査を開始することが適当でない場合) 5－13 (1) <u>次に掲げる場合に該当することにより、確認申出連結法人が行った事前確認の申出について、事前確認を行うことが適当でないとする場合には、親法人局担当課は、庁担当課（相互協議を伴う事前確認の申出にあっては、庁相互協議室を含む。）と協議の上、確認申出連結法人に対して、事前確認を行うことができない旨を説明する。</u> イ (省 略) ロ 確認申出連結法人が、事前確認審査に必要な情報を5－10(3)又は(4)により<u>親法人局担当課が設定した期限までに提出しないことその他の当該確認申出連結法人から協力が得られない事情</u>により、事前確認審査に支障が生じている場合 ハ <u>事前確認の申出が、過去に行われた事前確認の申出であってイからへまでに掲げる場合に該当することにより事前確認を行うことができないこととされたものとその内容において同一であると認められる場合</u>	(事前確認を行うことが適当でない場合) 5－13 (1) <u>例えば、次に掲げるような場合で、事前確認を行うことが適当でないとする場合には、局担当課は、庁担当課（相互協議を伴う事前確認の申出にあっては、庁相互協議室を含む。以下(2)において同じ。）と協議の上、確認申出連結法人に対して申出の修正等を求め、当該確認申出連結法人がこれに応じないときは事前確認できない旨を当該確認申出連結法人に説明する。</u> イ (同 左) ロ 確認申出連結法人が、事前確認審査に必要な情報を<u>提供しない等</u>、当該確認申出連結法人から協力が得られない<u>こと</u>により、事前確認審査に支障が生じている場合

改正後	改正前
(注) 1 「その内容において同一であると認められる場合」とは、例えば、<u>確認対象内部取引、確認対象内部取引に係る国外事業所等及び確認対象内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等又は国外事業所等帰属資本相当額の計算方法が、確認対象連結事業年度のうち3連結事業年度以上において同一であると認められる場合をいう。</u> 2 <u>事前確認の申出のうち過去に事前確認を行うことができないこととされた事前確認の申出とその内容において同一であると認められる部分を除いた残りの部分が一の申出として成立する場合には、一の申出として成立する当該残りの部分について事前確認の申出を取り下げるか否か又は事前確認を求めるか否かを確認申出連結法人から聴取する。この場合において、親法人局担当課は、確認申出連結法人が当該事前確認の申出を取り下げるときは、当該確認申出連結法人に対して取下書の提出を求めた上で5－8に定める処理を行い、当該確認申出連結法人が事前確認を求めるときは、5－14(1)から(3)までに定める処理を行う。</u> 三 <u>確認対象内部取引が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがある場合</u> ホ <u>5－14(2)に定めるところにより、親法人局担当課が、確認申出連結法人から事前確認の申出を取り下げるか否か又は相互協議を伴わない事前確認を求めるか否かを聴取した日の翌日から3か月を経過する日までに、当該確認申出連結法人からの回答がなかった場合</u> ヘ <u>その他事前確認を行うことが適当でないと認められる場合</u> (注) 「その他事前確認を行うことが適当でないと認められる場合」とは、例えば、<u>事前確認審査において把握した事実に基づき、確認対象内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められないことが明らかになったにもかかわらず、確認申出連結法人が事前確認の申出の修正に応じない場合、事前確認の申出及びその取下げを繰り返す場合などが該当する。</u>	

改正後	改正前
(2) <u>次に掲げる場合に該当することにより、確認申出連結法人が行った事前確認の申出に係る事前確認審査を開始し、又は継続することが適当でないと親法人局担当課が判断した場合には、当該親法人局担当課は、庁担当課（相互協議を伴う事前確認の申出にあつては、庁相互協議室を含む。）と協議の上、当該確認申出連結法人に対して、事前確認審査を開始し、又は再開することが適当であると判断するまでの間、当該事前確認の申出に係る事前確認の手続を保留する旨を説明する。なお、ホに該当する場合には、５－１４(２)ロに該当することになる場合があることについても併せて説明することに留意する。</u> イ 確認申出連結法人から、措置法第 68 条の 107 の 2 第 1 項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）の規定に基づく更正等に係る内部取引と同様の内部取引を確認対象とする申出が<u>行われている</u>場合において、当該更正等に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決の確定を待つて事前確認審査を行う必要があると認められるとき ロ 確認申出連結法人から、確認対象内部取引以外の内部取引に係る事前確認の申出及び相互協議の申立てが<u>行われている</u>場合において、当該相互協議の合意を待つて当該確認対象内部取引に係る事前確認審査を行う必要があると認められるとき ハ ５－２(１)トに定める<u>資料によつては、事業活動の実態を把握できず、確認対象内部取引の確認対象連結事業年度における実績を踏まえて事前確認審査を行う必要があると認められる場合</u> ニ 確認申出連結法人から、国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人に係る事前確認の申出が<u>行われている</u>場合において、当該申出に係る比較対象法人の選定と同様の内容を有する他の事例における更正等に係る不服申立て、訴えについての決定、裁決若しくは判決の確定又は相互協議の合意を待つて当該申出に係る事前確認審査を行う必要があると認められるとき ホ <u>相互協議を伴う事前確認の申出について、庁相互協議室から庁担当課を通じ</u>	(2) <u>例えば、次に掲げるような場合で、事前確認審査を開始又は継続することが適当でないと認められる事前確認の申出については、局担当課は、庁担当課と協議の上、確認申出連結法人に対し、事前確認審査を開始又は再開できる時期が到来するまでの間、当該事前確認に係る手続を保留する旨を説明する。</u> イ 確認申出連結法人から、措置法第 68 条の 107 の 2 第 1 項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）の規定に基づく更正等に係る内部取引と同様の内部取引を確認対象とする申出が<u>なされている</u>場合において、当該更正等に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決の確定を待つて事前確認審査を行う必要があると認められるとき ロ 確認申出連結法人から、確認対象内部取引以外の内部取引に係る事前確認の申出及び相互協議の申立てが<u>なされている</u>場合において、当該相互協議の合意を待つて当該確認対象内部取引に係る事前確認審査を行う必要があると認められるとき ハ ５－２(１)ト<u>括弧書に定める将来の事業計画、事業予測の資料等のみでは事業活動の実態を把握できないため、確認対象内部取引に係る事実又は状況が確定するのを待つて事前確認審査を行う必要があると認められるとき</u> ニ 確認申出連結法人から、国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人に係る事前確認の申出が<u>なされている</u>場合において、当該申出に係る比較対象法人の選定と同様の内容を有する他の事例における更正等に係る不服申立て、訴えについての決定、裁決若しくは判決の確定又は相互協議の合意を待つて当該申出に係る事前確認審査を行う必要があると認められるとき

改正後	改正前
<u>て、当該事前確認の申出に係る国外事業所等がその所在する国又は地域の税務当局に対して行った事前確認の申出に相当する申出が当該税務当局によって収受されていないものと認められる旨の連絡を受けており、かつ、当該事前確認の申出に相当する申出が当該税務当局によって収受された旨又は収受される見込みとなった旨の連絡を受けてから事前確認審査を行うことが適当であると認められる場合</u> <u>へ 相互協議を伴う事前確認の申出について、庁相互協議室から庁担当課を通じて、事前確認審査を終了したとしても、当分の間、相互協議が行われることが見込まれない旨の連絡を受けた場合（ホに該当する場合を除く。）</u> <u>ト 確認対象連結事業年度の前の連結事業年度において、連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額に関する調査が行われている場合</u> <u>チ その他事前確認審査を開始し、又は継続することが適当でないと認められる場合</u>	
（事前確認の通知） 5－14 （1） 相互協議を伴う事前確認の申出について、親法人局担当課は、庁担当課を通じて相互協議室から相互協議の合意が成立した旨の通知を受けた場合には、<u>必要に応じ、確認申出連結法人から事前確認の申出の修正を受けた上で、速やかに、事前確認を行う旨を所轄税務署長に連絡する。</u> なお、審査対象連結法人が連結子法人である場合で、親法人局担当課が相互協議の合意が成立した旨の通知を受けたときは、当該親法人局担当課は、事前確認を行う旨を、次に掲げる連結子法人の区分に応じ、速やかにそれぞれ次に定める部署に連絡する。 イ・ロ （省 略）	（事前確認審査の結果の通知） 5－14 （1） 親法人局担当課は、相互協議を伴う事前確認の申出につき、庁担当課を通じて庁相互協議室から相互協議の合意結果について通知を受けた場合には、<u>当該合意結果に従い、確認申出連結法人に対し当該申出の修正を求める等所要の処理を行った上で、当該合意結果に基づき事前確認する旨を速やかに確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長に連絡する。</u> なお、審査対象連結法人が連結子法人である場合で、親法人局担当課が相互協議の合意結果の通知を受けたとき又は当該合意結果に基づき事前確認するときは、当該親法人局担当課は、<u>当該合意結果又は当該合意結果に基づき事前確認する旨を、次に掲げる連結子法人の区分に応じ、速やかにそれぞれ次に定める部署に連絡する。</u> イ・ロ （同 左）

改正後	改正前
(2) <u>相互協議を伴う事前確認の申出について、次に掲げる場合に該当するときは、親法人局担当課は、確認申出連結法人から当該事前確認の申出を取り下げるか否か又は相互協議を伴わない事前確認を求めるか否かを聴取する。この場合において、親法人局担当課は、当該確認申出連結法人が当該事前確認の申出を取り下げるときは、当該確認申出連結法人に対して取下書の提出を求めた上で５－８に定める処理を行い、当該確認申出連結法人が相互協議を伴わない事前確認を求めるときは、(3)に定める処理を行う。</u> <u>イ 庁相互協議室から庁担当課を通じて相互協議の合意が成立しなかった旨の通知を受けた場合</u> <u>ロ 庁相互協議室から庁担当課を通じて当該確認申出連結法人による事前確認の申出に係る国外事業所等がその所在する国又は地域の税務当局に対して行った事前確認の申出に相当する申出が当該税務当局によって収受されていないものと認められる旨の連絡を受けており、かつ、確認対象連結事業年度のうち最初の連結事業年度の開始の日の翌日から３年を経過する日までに、庁相互協議室から庁担当課を通じて、当該税務当局によって当該事前確認の申出に相当する申出が収受された旨又は収受される見込みとなった旨の連絡を受けていない場合</u> <u>ハ 事前確認の申出が、過去に庁相互協議室から庁担当課を通じて相互協議の合意が成立しなかった旨の通知を受けたものとその内容において同一であると認められる場合</u> <u>(注) 1 「その内容において同一であると認められる場合」とは、例えば、確認対象内部取引、確認対象内部取引に係る国外事業所等及び確認対象内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等又は国外事業所等帰属資本相当額の計算方法が、確認対象連結事業年度のうち３連結事業年度以上において同一であると認められる場合をいう。</u> <u>2 事前確認の申出のうち過去に相互協議の合意が成立しなかった旨の</u>	(2) <u>親法人局担当課は、相互協議を伴う事前確認の申出につき、庁担当課を通じて庁相互協議室から相互協議の合意が成立しなかった旨の通知を受けた場合には、確認申出連結法人から当該申出を取り下げるか又は相互協議によることなく事前確認を受けるかについて意見を聴取し、５－８又は(3)若しくは(4)に定める処理を速やかに行う。</u>

改正後	改正前
<u>通知を受けた事前確認の申出とその内容において同一であると認められる部分を除いた残りの部分が一の申出として成立する場合には、一の申出として成立する当該残りの部分について事前確認の申出を取り下げるか否か又は事前確認を求めるか否かを確認申出連結法人から聴取する。この場合において、親法人局担当課は、確認申出連結法人が当該事前確認の申出を取り下げるときは、当該確認申出連結法人に対して取下書の提出を求めた上で、5－8に定める処理を行い、当該確認申出連結法人が事前確認を求めるときは、(1)から(3)までに定める処理を行う。</u> (3) <u>相互協議を伴わない事前確認の申出について、事前確認審査の結果、その内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められる場合又は親法人局担当課が事前確認の申出の修正を求め、確認申出連結法人が当該修正に応じた場合には、親法人局担当課は、速やかに、所轄税務署長に事前確認を行う旨を連絡する。この場合において、確認申出連結法人が当該事前確認の申出の修正に応じないときは、5－13(1)への定めに該当することに留意する。</u> (4) <u>親法人局担当課は、5－14(1)の定めにより確認申出連結法人に対して事前確認を行うことができない旨を説明した場合には、速やかに、その旨を所轄税務署長に連絡する。</u>	 (3) <u>親法人局担当課は、相互協議を伴わない事前確認の申出につき、事前確認審査の結果、確認申出連結法人が申し出た内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められる場合(5－1(1)ロに掲げる事項について事前確認の申出を行っている場合においては、当該内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められ、かつ、当該確認申出連結法人が申し出た国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人が適切であると認められるときに限る。)には、確認申出連結法人の当該申出の内容を確認する旨を速やかに確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長に連絡する。</u> (4) <u>親法人局担当課は、事前確認審査の結果、確認申出連結法人が申し出た内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められない場合若しくは国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人が適切であると認められない場合又は確認申出連結法人が5－2(1)に掲げる資料の添付を怠った場合、5－10(3)に定める資料の提出に応じない場合若しくは5－13(1)の定めに基づき事前確認できないと判断した場合には、庁担当課(相互協議</u>

改正後	改正前
..... (5) 所轄税務署長は、<u>確認申出連結法人</u>に対し、親法人局担当課から(1)又は(3)の連絡を受けたときは、<u>速やかに別紙様式2により作成した「内部取引等に係る事前確認の通知書」により事前確認を行う旨の通知を行い、また、(4)の連絡を受けたときは、速やかに、別紙様式3により作成した「内部取引等に係る事前確認ができない旨の通知書」により事前確認を行うことができない旨の通知を行う。</u>	<u>を伴う事前確認の申出にあつては、庁相互協議室を含む。）と協議の上、当該内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等又は当該国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人を事前確認できない旨を速やかに確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長に連絡する。</u> (5) <u>確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長は、親法人局担当課から(1)若しくは(3)又は(4)の連絡を受けた場合には、当該確認申出連結法人に対し、「内部取引等に係る事前確認の通知書」(別紙様式2)又は「内部取引等に係る事前確認ができない旨の通知書」(別紙様式3)により事前確認する旨又は事前確認できない旨の通知を速やかに行う。</u>
(事前確認の効果) 5-15 所轄税務署長は、5-14(5)の取扱いにより事前確認を行う旨の通知を受けた連結法人(以下この章において「確認連結法人」という。)が事前確認を受けた各連結事業年度(以下この章において「確認連結事業年度」という。)において、事前確認を受けた内部取引(以下この章において「確認内部取引」という。)について事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、当該確認内部取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う。また、確認連結法人が国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人について事前確認を受けた場合において、当該確認連結法人が当該事前確認の内容に適合した比較対象法人を用いて、同業法人比準法又は簿価資産資本比率比準法により、国外事業所等帰属資本相当額を計算しているときは、当該同業法人比準法又は簿価資産資本比率比準法の適用における比較対象法人は適正なものとして取り扱う。 なお、事前確認を行う旨の通知があつた時に既に経過した確認連結事業年度がある場合において、当該通知又は局担当課による行政指導により当該確認連結事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認連結法人が自	(事前確認の効果) 5-15 <u>確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長は、5-14(5)の取扱いにより事前確認する旨の通知を受けた連結法人</u>(以下この章において「確認連結法人」という。)が事前確認を受けた各連結事業年度(以下この章において「確認連結事業年度」という。)において、事前確認を受けた内部取引(以下この章において「確認内部取引」という。)について事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、当該確認内部取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う。また、確認連結法人が国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人について事前確認を受けた場合において、当該確認連結法人が当該事前確認の内容に適合した比較対象法人を用いて、同業法人比準法又は簿価資産資本比率比準法により、国外事業所等帰属資本相当額を計算しているときは、当該同業法人比準法又は簿価資産資本比率比準法の適用における比較対象法人は適正なものとして取り扱う。 なお、事前確認する旨の通知があつた時に既に経過した確認連結事業年度がある場合において、当該通知又は局担当課による行政指導により当該確認連結事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認連結法人が自主

改正後	改正前
主的に提出する修正申告書は、国税通則法第 65 条第 1 項及び第 5 項（過少申告加算税）に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。 	的に提出する修正申告書は、国税通則法第 65 条第 1 項及び第 5 項（過少申告加算税）に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。
（報告書の提出） 5－16 所轄税務署長は、確認連結法人に対し、確認連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は当該所轄税務署長があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した資料を添付した「内部取引等に係る事前確認の報告書」を別紙様式 4 により作成し、これを当該所轄税務署長に提出するよう求める。 (1)～(6) (省 略) (注) (省 略)	（報告書の提出） 5－16 <u>確認連結法人の納税地の</u>所轄税務署長は、確認連結法人に対し、確認連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は当該所轄税務署長があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した資料を添付した「内部取引等に係る事前確認の報告書」(別紙様式 4) を提出するよう求める。 (1)～(6) (同 左) (注) (同 左)
（事前確認の取消し） 5－20 (1) 親法人局担当課は、次のイからハまでに該当する場合には、それぞれの事実の発生した連結事業年度以後の確認連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度を含む。以下 5－20 において同じ。）について、ニに該当する場合には確認連結事業年度について、事前確認を取り消す旨を所轄税務署長に連絡する。 イ～ニ (省 略) (2) (省 略) (3) 相互協議の合意が成立した事前確認について(1)の取消事由が生じている場合には、親法人局担当課は、庁担当課を通じ、庁相互協議室と協議し、当該事前確認につき事前確認を取り消す旨の相互協議の合意を受け、その旨を所轄税務署長に連絡する。	（事前確認の取消し） 5－20 (1) 親法人局担当課は、次のイからハまでに該当する場合には、それぞれの事実の発生した連結事業年度以後の確認連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度を含む。以下 5－20 において同じ。）について、ニに該当する場合には確認連結事業年度について、事前確認を取り消す旨を<u>確認連結法人の納税地の</u>所轄税務署長に連絡する。 イ～ニ (同 左) (2) (同 左) (3) 相互協議の合意が成立した事前確認について(1)の取消事由が生じている場合には、親法人局担当課は、庁担当課を通じ、庁相互協議室と協議し、当該事前確認につき事前確認を取り消す旨の相互協議の合意を受け、その旨を<u>確認連結法人の納税地の</u>所轄税務署長に連絡する。

改正後	改正前
..... (4) <u>所轄税務署長は、確認連結法人に対し、親法人局担当課から(3)の連絡を受けたときは、速やかに、別紙様式5により作成した「内部取引等に係る事前確認の取消通知書」により事前確認を取り消す旨の通知を行う。</u>	 (4) <u>確認連結法人の納税地の所轄税務署長は、親法人局担当課からの連絡を受け事前確認を取り消す場合には、確認連結法人に対し、「内部取引等に係る事前確認の取消通知書」(別紙様式5)により事前確認を取り消す旨の通知を行う。</u>
(事前確認の申出と調査との関係) 5-23 (1) <u>連結法人が確認対象連結事業年度の前の各連結事業年度について調査が行われている間に、当該連結法人が事前確認の申出を行ったとしても、当該調査は中断されない。</u> (2) <u>連結親法人が事前確認の申出を行ったとしても、確認対象連結事業年度の前の事業年度に係る調査の開始は妨げられない。</u> (3) <u>事前確認に係る手続が行われている間は、確認対象連結事業年度に係る申告の内容（当該確認対象内部取引に係る独立企業間価格の算定方法及び国外事業所等帰属資本相当額の計算方法に限る。）については調査を行わない。</u> (4) 調査に当たっては、確認申出連結法人又は審査対象連結法人から事前確認審査のために収受した資料（事実に関するものを除く。）<u>は</u>使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該確認申出連結法人及び当該審査対象連結法人の同意があるときは、この限りではない。	(事前確認の申出と調査との関係) 5-23 (1) <u>調査は、事前確認の申出により中断されない。</u> (2) 調査に当たっては、確認申出連結法人又は審査対象連結法人から事前確認審査のために収受した資料（事実に関するものを除く。）<u>を</u>使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該確認申出連結法人及び当該審査対象連結法人の同意があるときは、この限りではない。
(連結法人が他の連結グループに加入した場合の取扱い) 5-24 (1) 審査対象連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合で、その法人（以下「連結加入法人」という。）が引き続き事前確認の申出を行うときは、連結加入法人に係る連結親法人の所轄税務署長は、当該連結親法人に対し、「連結加入等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書」<u>を別紙様式6により作成し、これを当該所轄税務署長に速やかに提出するよう求める。</u> なお、当該届出書の提出部数は、調査課所管法人に該当する連結親法人にあつ	(連結法人が他の連結グループに加入した場合の取扱い) 5-24 (1) 審査対象連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合で、その法人（以下「連結加入法人」という。）が引き続き事前確認の申出を行うときは、連結加入法人に係る連結親法人の<u>納税地の</u>所轄税務署長は、当該連結親法人に対し、「連結加入等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書」<u>(別紙様式6)を速やかに提出するよう求める。</u> なお、当該届出書の提出部数は、調査課所管法人に該当する連結親法人にあつ

改正後	改正前
ては１部（当該連結親法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には２部）、調査課所管法人に該当しない連結親法人にあつては３部（当該連結親法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には４部）とする。 （注）（省 略） (2) (1)の連結親法人からその所轄税務署長に対し、(1)に定める届出書の提出があつた場合には、５－４及び５－５の取扱いに準じて処理を行う。また、当該所轄税務署長は、当該届出書の写しをその連結加入法人の連結親法人であつた法人の所轄税務署長に送付する。 (3) (1)の連結親法人から(1)に定める届出書の提出があつた場合のその連結加入法人に係る事前確認については、当該連結親法人からその所轄税務署長に対し、５－１に定める事前確認の申出が<u>行われたもの</u>として、この事務運営指針の取扱いを適用する。	ては１部（当該連結親法人が相互協議を求めている場合には２部）、調査課所管法人に該当しない連結親法人にあつては３部（当該連結親法人が相互協議を求めている場合には４部）とする。 （注）（同 左） (2) (1)の連結親法人からその<u>納税地の</u>所轄税務署長に対し、(1)に定める届出書の提出があつた場合には、５－４及び５－５の取扱いに準じて処理を行う。また、当該所轄税務署長は、当該届出書の写しをその連結加入法人の連結親法人であつた法人の<u>納税地の</u>所轄税務署長に送付する。 (3) (1)の連結親法人から(1)に定める届出書の提出があつた場合のその連結加入法人に係る事前確認については、当該連結親法人からその<u>納税地の</u>所轄税務署長に対し、５－１に定める事前確認の申出が<u>なされたもの</u>として、この事務運営指針の取扱いを適用する。
（連結法人が連結グループから離脱した場合等の取扱い） ５－２５ (1) 審査対象連結法人が連結法人以外の法人となった場合で、その法人（以下「連結離脱等法人」という。）が引き続き事前確認の申出を行うときは、連結離脱等法人の所轄税務署長は、<u>当該連結離脱等法人に対し、「連結離脱等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書」を別紙様式６により作成し、これを当該所轄税務署長に速やかに提出するよう求める。</u> なお、届出書の提出部数は、調査課所管法人に該当する連結離脱等法人にあつては１部（連結離脱等法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には２部）、調査課所管法人に該当しない連結離脱等法人にあつては３部（連結離脱等法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には４部）とする。 (2) (1)の連結離脱等法人からその所轄税務署長に対し、(1)に定める届出書の提出があつた場合には、５－４及び５－５の取扱いに準じて処理を行う。この場合において、(1)の連結離脱等法人が連結子法人であるときは、当該所轄税務署長	（連結法人が連結グループから離脱等した場合の取扱い） ５－２５ (1) 審査対象連結法人が連結法人以外の法人となった場合で、その法人（以下「連結離脱等法人」という。）が引き続き事前確認の申出を行うときは、連結離脱等法人の<u>納税地の</u>所轄税務署長は、連結離脱等法人に対し、「連結離脱等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書」<u>（別紙様式６）を速やかに提出するよう求める。</u> なお、届出書の提出部数は、調査課所管法人に該当する連結離脱等法人にあつては１部（連結離脱等法人が相互協議を求めている場合には２部）、調査課所管法人に該当しない連結離脱等法人にあつては３部（連結離脱等法人が相互協議を求めている場合には４部）とする。 (2) (1)の連結離脱等法人からその<u>納税地の</u>所轄税務署長に対し、(1)に定める届出書の提出があつた場合には、５－４及び５－５の取扱いに準じて処理を行う。この場合において、(1)の連結離脱等法人が連結子法人であるときは、当該所轄

改 正 後	改 正 前						
は、当該届出書の写しを<u>当該</u>連結離脱等法人の連結親法人であった法人の所轄税務署長に送付する。 (3) (1)の連結離脱等法人から(1)に定める届出書の提出があった場合の当該連結離脱等法人に係る事前確認については、当該連結離脱等法人からその所轄税務署長に対し、恒久的施設帰属所得等事務運営指針7－1（事前確認の申出）に定める事前確認の申出が<u>行われた</u>ものとして、恒久的施設帰属所得等事務運営指針の取扱いを適用する。	税務署長は、当該届出書の写しを連結離脱等法人の連結親法人であった法人の<u>納税地</u>の所轄税務署長に送付する。 (3) (1)の連結離脱等法人から(1)に定める届出書の提出があった場合の当該連結離脱等法人に係る事前確認については、当該連結離脱等法人からその<u>納税地</u>の所轄税務署長に対し、恒久的施設帰属所得等事務運営指針7－1（事前確認の申出）に定める事前確認の申出が<u>なされた</u>ものとして、恒久的施設帰属所得等事務運営指針の取扱いを適用する。						
第6章 平成29年1月31日付官協8－1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。）に定める相互協議が行われる場合の取扱い 第1章から第5章までの<u>定め</u>は、連結法人の各連結事業年度の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関し、日台相互協議指針1ホ（用語の意義）に定める相互協議が行われる場合について準用する。この場合において、<u>次の表の左欄に掲げる定め</u>中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。 <table><tr><td><u>1－1(17)</u></td><td><u>法第139条第1項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との協議</u></td><td><u>平成29年1月31日付官協8－1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。）1ホ（用語の意義）に定める相互協議</u></td></tr><tr><td><u>2－7</u></td><td><u>従来型の条約が適用される場合の取扱い</u></td><td><u>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住</u></td></tr></table>	<u>1－1(17)</u>	<u>法第139条第1項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との協議</u>	<u>平成29年1月31日付官協8－1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。）1ホ（用語の意義）に定める相互協議</u>	<u>2－7</u>	<u>従来型の条約が適用される場合の取扱い</u>	<u>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住</u>	第6章 平成29年1月31日付官協8－1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。）に定める相互協議が行われる場合の取扱い 第1章から第5章までの<u>取扱い</u>は、連結法人の各連結事業年度の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関し、日台相互協議指針1ホ（用語の意義）に定める相互協議が行われる場合について準用する。この場合においては、<u>次のとおり読み替える。</u> (1) <u>1－1(17)中の「法第139条第1項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との協議」は、「平成29年1月31日付官協8－1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。）1ホ（用語の意義）に定める相互協議」</u> (2) <u>2－7中の「従来型の条約が適用される場合の取扱い」は、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第31条第3項（外国税額控除等の特例）の規定が適用される場合の取扱い」</u>
<u>1－1(17)</u>	<u>法第139条第1項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との協議</u>	<u>平成29年1月31日付官協8－1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。）1ホ（用語の意義）に定める相互協議</u>					
<u>2－7</u>	<u>従来型の条約が適用される場合の取扱い</u>	<u>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住</u>					

改 正 後			改 正 前		
		<u>者等所得相互免除法」という。)</u> <u>第 31 条第 3 項 (外国税額控除等の特例) の規定が適用される場合の取扱い</u>			
<u>2－7</u>	<u>調査に当たり、従来型の条約 (法第 69 条第 7 項 (外国税額の控除) に規定する「内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約」をいう。) の適用がある場合には</u>	<u>調査においては、外国居住者等所得相互免除法第 31 条第 3 項 (外国税額控除等の特例) の規定の適用があるため</u>		<u>(3) 2－7 中の「調査に当たり、従来型の条約 (法第 69 条第 7 項 (外国税額の控除) に規定する「内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約」をいう。) の適用がある場合には」は、「調査においては、外国居住者等所得相互免除法第 31 条第 3 項 (外国税額控除等の特例) の規定の適用があるため」</u>	
<u>5－11(1)</u>	<u>平成 13 年 6 月 25 日付官協 1－39 ほか 7 課共同「相互協議の手続について」(事務運営指針) 6 (1) (相互協議の申立ての手続) に定める「相互協議申立書」</u>	<u>日台相互協議指針 4 (1) (相互協議の申立ての手続) に定める「相互協議申立書 (台湾用)」</u>		<u>(4) 5－11(1) 中の「平成 13 年 6 月 25 日付官協 1－39 ほか 7 課共同「相互協議の手続について」(事務運営指針) 6 (1) (相互協議の申立ての手続) に定める「相互協議申立書」は、「日台相互協議指針 4 (1) (相互協議の申立ての手続) に定める「相互協議申立書 (台湾用)」</u>	
<u>5－11(1)</u>	<u>相手国等 (同事務運営指針 1 ロ (用語の意義) に定める相手国等をいう。) の税務当局</u>	<u>台湾の権限のある機関</u>		<u>(5) 5－11(1) 中の「相手国等 (同事務運営指針 1 ロ (用語の意義) に定める相手国等をいう。) の税務当局」は、「台湾の権限のある機関」</u>	
<u>5－11(2)</u>	<u>外国税務当局</u>	<u>台湾の権限のある機関</u>		<u>(6) 5－11(2) 中の「外国税務当局」は、「台湾の権限のある機関」</u>	
<u>5－13(2) ロ 及び 二</u>	<u>合意</u>	<u>解決</u>		<u>(7) 5－13(2) ロ 及び 二 中の「合意」は、「解決」</u>	
				<u>(8) 5－14(1) 中の「合意結果」は、「解決内容」</u>	
				<u>(9) 5－14(2) 中の「相互協議の合意が成立しなかった」は、「相互協議において解決に至らなかった」</u>	
				<u>(10) 5－17(4)、5－18(3) 及び (4) 並びに 5－20(3) 中の「相互協議の合意が成立した」は、「相互協議において解決に至った」</u>	
				<u>(11) 5－18(4) 中の「合意内容」は、「解決内容」</u>	
				<u>(12) 5－18(4) 中の「国税通則法第 23 条第 2 項 (更正の請求)」は、「外国居住者等所得相互免除法第 32 条第 1 項 (国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等)」</u>	
				<u>(13) 5－20(3) 中の「合意を受け」は、「解決を受け」</u>	
				<u>(14) 5－22 中の「平成 28 年 4 月 1 日」は、「平成 29 年 1 月 1 日」</u>	

改 正 後			改 正 前		
<u>5－13(2)ホ、5－14(2)ロ</u>	<u>国又は地域の税務当局</u>	<u>台湾の権限のある機関</u>			
<u>5－13(2)ホ及び5－14(2)ロ</u>	<u>当該税務当局</u>	<u>当該権限のある機関</u>			
<u>5－14(1)、5－17(4)、5－18(3)及び(4)並びに5－20(3)</u>	<u>相互協議の合意が成立した</u>	<u>相互協議において解決に至った</u>			
<u>5－14(2)イ及びハ</u>	<u>相互協議の合意が成立しなかった</u>	<u>相互協議において解決に至らなかった</u>			
<u>5－18(4)</u>	<u>合意内容</u>	<u>解決内容</u>			
<u>5－18(4)</u>	<u>国税通則法第 23 条第 2 項（更正の請求）</u>	<u>外国居住者等所得相互免除法第 32 条第 1 項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）</u>			
<u>5－20(3)</u>	<u>合意を受け</u>	<u>解決を受け</u>			
<u>5－22</u>	<u>平成 28 年 4 月 1 日</u>	<u>平成 29 年 1 月 1 日</u>			
（経過的管理(1)・・・ローカルファイルに関する適用時期） （省 略） （経過的管理(2)・・・5－1(2)に定める「確認対象連結事業年度のうち最初の連結事業年度の開始の日」） この事務運営指針の5－1(2)（事前確認の申出）に定める「確認対象連結事業年度のうち最初の連結事業年度の開始の日」とあるのは、確認対象連結事業年度のうち最初の連結事業年度の開始の日が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までである事前確認の申出については、「平成 29 年 6 月 30 日」と読み替えるものとする			（経過的管理(1)・・・ローカルファイルに関する適用時期） （同 左） （経過的管理(2)・・・5－1(2)に定める「確認対象連結事業年度のうち最初の連結事業年度の開始の日」） この事務運営指針の5－1(2)（事前確認の申出）に定める「確認対象連結事業年度のうち最初の連結事業年度の開始の日」とあるのは、確認対象連結事業年度のうち最初の連結事業年度の開始の日が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までである事前確認の申出については、「平成 29 年 6 月 30 日」と読み替えるものとする。		

改正後	改正前
る。 <u>（経過的取扱い(3)・・・5－14(2)ロに定める「確認対象連結事業年度のうち最初の連結事業年度の開始の日の翌日」）</u> <u>平成30年2月16日付査調7－2ほか3課共同「「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領」の一部改正について」（事務運営指針）5－14(2)ロ中「確認対象連結事業年度のうち最初の連結事業年度の開始の日の翌日」とあるのは、平成30年2月16日より前に行われた事前確認の申出については、「平成30年2月16日」と読み替えるものとする。</u>	